

令和2年度 第4回倉吉市農業委員会会議議事録

1 開催日時 令和2年7月10日(金) 午後3時00分から午後3時55分

2 開催場所 倉吉市役所 第2庁舎 3階 会議室303

3 出席委員 (26人)

会長 3番 山脇 優 委員

農業委員

| | | |
|-------------|--------------|-------------|
| 1番 谷本貴美雄 委員 | 2番 徳田和幸 委員 | 4番 松本幸男 委員 |
| 6番 室山恵美 委員 | 7番 林 修二 委員 | 8番 美田俊一 委員 |
| 9番 藤井由美子 委員 | 10番 河本良一 委員 | 11番 鐵本達夫 委員 |
| 12番 筏津純一 委員 | 13番 數馬 豊 委員 | 14番 金信正明 委員 |
| 15番 福井章人 委員 | 16番 西谷美智雄 委員 | 17番 原田明宏 委員 |
| 18番 山本淑恵 委員 | | |

農地利用最適化推進委員

| | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 高見美幸 委員 | 涌嶋博文 委員 | 塚根正幸 委員 | 田倉恭一 委員 |
| 西谷昭良 委員 | 小谷俊一 委員 | 山下賢一 委員 | 小谷義則 委員 |
| 影山卓司 委員 | | | |

4 欠席委員 (1人)

19番 吉村年明 委員

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第19号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議案第20号 農用地利用集積計画の決定について

議案第21号 倉吉農業振興地域整備計画の変更について

議案第22号 農用地利用配分計画について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

局長 森石 学

主幹 石賀 康一

主任 宮本 哲博

7 会議の概要

(1) 開 会

事務局 只今より、令和2年度第4回農業委員会会議を開会いたします。はじめに山協会長にごあいさつをお願いいたします。

(2) 会長あいさつ

会 長 (会長あいさつ)

※ 議長選出

事務局 この後は農業委員会会議規則第3条により、会長が議長となり会議を進行していただきます。よろしくお願いいたします。

(3) 議事録署名人の決定

議 長 それでは、議事録署名人の決定でございますが、本日の議事録署名人は11番 鐵本委員、12番 筏津委員をお願いいたします。

※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議 長 欠席は19番 吉村委員でございます。

(4) 連絡・報告事項

議 長 それでは本日の連絡報告事項、事務局お願いします。

事務局 令和2年度第4回倉吉市農業委員会会議報告及び予定事項でございます。別紙をご覧ください。(以下事務局説明)

議 長 それでは農家相談会について報告お願いします。塚根推進委員どうぞ。

塚根推進委員 6月17日、担当しましたのが徳田委員と私、それから事務局の森石局長。相談者は〇〇の〇〇〇〇さんで、相談内容は、この地区で38年頃に圃場整備が行われ、凶面の農地を取得されました。その後、50年近くになるんですけども、隣接農地の所有者、〇〇さんの下の窪のこの田んぼに水を引きたいということで、畦下に水路を付けさせてくれということがありまして。幅が70cmほどで70m分を水路として使わせて欲しいということであったみたいです。ですので〇〇さんはそのつぶれ地を、下の窪を使わしてくれということ言われたそうで、それを了解されたと、その条件で。ところが水路を付けられて、〇〇さんがつぶれ地のところに入りこんで耕作しようとしたところ、相手の方がそんな約束はしてないということで断られたと。その後何度も交渉されてるんですけども、現在に至るといって相談に来られました。

今年4月に小谷推進委員をお願いして、相手方と〇〇土地改良区で話し合いを行ったと。相手方が所有する別の農地に新たに水路を設置して、〇〇さんの田んぼに通っている水路を撤去することで一度は合意されたそうですが、翌日になって断られたという経緯があります。

〇〇さんとしては、近所なのであまり事を荒立てたくない。すぐに決着という気持ちでもないの、農業委員さんで調整してもらえんのかなという相談内容でした。それに対して、個人間の問題ですからはっきり決着するとしたら裁判しかないでないかな、それから長年にわたる問題なのですぐに決着にはならないと思うので、今回農業委員会で皆さんに諮って解決策はないか協議するというのを伝え、帰っていただいたと。経過はそういうことでございます。

4月に小谷義則推進委員と〇〇土地改良区で相手方が話された経過をちょっとここで説明していただきます。

小谷義則推進委員 小谷でございます。報告された内容でそう大きな差はないんですが、4月時点で〇〇さんの方から水路の問題で困ると。それで、〇〇土地改良区の管内でございますので、いい解決がないかということで、相手方と〇〇さんと私ども〇〇土地改良区の間ということ、話し合いを行いました。最初の1回目は、両者の言い分を聞くということで終始しました。それで2回目の時に、最終的には〇〇土地改良区として、相手方の労力であるとか金銭的な問題には手を付けずに、改良区で水路を付けてあげようということで解決するのかなというふうに思ってたんですけど、その時には帰っていろんなことを相談してみるという話でございました。それから1日2日経って、すんなりOKしてもらえるものだと思っていたものが、土地改良区の無償でしてあげるということについて、断りの電話をいれてこられたというのが実態でございます。以上です。

議 長 はい、わかりました。当初話があったのは相手方のお母さんが、ここに水路をつけさせてくださいと。私の方の土地にして、登記料は払いますのでお願いできませんか、ということで付けたということだったんです。そしたらいろいろさっきから出とるようなことなもので。それだったら上の土地の田んぼがあるわいと、その田んぼから自分の田んぼに水を落とせばええと言ったんですけど、相手がなかなか承諾してくれないということで。なかなかこれについて、農業委員会がどうのこうのあんたの方が間違いないとかできんかなと思うんですけど。皆さんのご意見はどうでしょうか。一番いいのは改良区に入ってもらったらいいですけどね、こういう問題は。西谷美智雄委員どうですか。

16番 会長さんがおっしゃったとおりだろうと思います。改良区の問題だろうと。農業委員がどうこう言うよりも、改良区で先頭に立って。水路の問題、農道の問題等はほとんど改良区の方ですんで、がんばってやってください。

議 長 理事長とも話されて、改良区の中の話ですから、あんまり農業委員会に出して公にせんほうがいいかなと。

小谷義則推進委員 会長のおっしゃることは良く理解しています。一方、土地改良区としてもね、そういうようなことも両者の意見を聞きながら相手方に対しては逆にお宅には1円のお金も、1滴の汗もかかないように別の部分から水路を引っ張ってきて、きちんと工事をしてこの1枚の田んぼに水が通るようにしてあげるからということで言ってましてね。今のところ改良区としてはそれが精一杯のところじゃないかなあと。やっぱりそういう工事すれば何十万でかかるわけですけど、それについても今回〇〇で面倒みようということでやってまして。一番いいのは、別の地点からちゃんと田んぼに水が入るようにしてあげるってことで了解してもらえれば一番いいですけど。それをわかったっては言ってもらえないんでね、非常に難しいかなという気がしております。

議 長 これからも根強く何回もそのように言って、もうそれしかないと思う。改良区がきちんと中に入って話をして、解決するのが一番妥当じゃないかと思えますんで、まあよろしく。

小谷義則推進委員 わかりました。理事長にもう一遍相談します。

(5) 議 事

議 長 それでは(5)本日の議事について、事務局、説明をお願いします。

事務局 はい。本日の議事について説明をさせていただきます。議案第17号、農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。議案の2ページのとおり1件、所有権移転の申請がございます。贈与による所有権移転で下限面積につきましては備考欄記載のとおりです。許可要件を満たしていると考えております。

続いて議案第18号、農地法第4条の規定による許可申請についてでございます。議案の4ページのとおり1件の申請がございます。第2種農地における植林の申請で、許可根拠は周辺農地に影響なしでございます。

続いて議案第19号、非農地・非採草放牧地現況証明申請についてでございます。6ページのとおり3件、〇〇で1件、〇〇で2件の申請がでしております。それぞれ20年以上の非農地状態が認められるものでございます。

議案第20号、農用地利用集積計画の決定についてでございます。9ページから33ページのとおり73件の利用権設定の申し出がございます。

議案第21号 倉吉農業振興地域整備計画の変更については37ページのとおり農用地からの除外の協議が出ております。

最後に、議案第22号 農用地利用配分計画については47ページから48ページのとおり5件の協議がございます。審議をお願いします。本日の議案は以上でございます。

議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長 それでは、議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について委員の皆さまにお諮りいたします。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認といたします。

議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請について

議 長 続きまして議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請についてお諮り致します。本件につきましては、本日、午前11時より当番委員であります數馬委員、影山委員、藤井代理、森石局長、宮本主任と私の6名で現地の調査に行っておりますので、代表して影山推進委員より報告をお願い致します。

影山推進委員 本日11時から当番委員であります、山協会長、藤井職務代理、數馬委員そして私と事務局2名の合計6名で調査に行っておりまして、該当地につきましては、図面の方で、図面で言うと上側の方が現在山林になっておりましてその隣地でございます。問題ないという具合に判断致しました、以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。ただ今報告があったとおりでございます。この案件につきましてご意見ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願い致します。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございました。それでは承認といたします。

議案第19号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議 長 続きまして議案第19号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について委員の皆さんにお諮り致します。この件につきましても先ほどと同じように調査に行っておりますので、影山委員より報告をお願い致します。

影山推進委員 それでは報告させていただきます。調査理由については今説明したとおりでございます。2番と3番につきましては私道の進入道路で現在使用しておられます。それからもう1つの方については、建物の建った駐車場として使用されておまして、いずれも問題なしと判断致しました。以上です。

議 長 はい、ただ今報告がありました。それでは皆さんにお諮り致します。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、農業委員の皆さまの賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございました。それでは異議なしということで承認いたします。

議案第20号 農用地利用集積計画の決定について

議 長 続きまして、議案第20号 農用地利用集積計画の決定についてお諮り致します。本日の農用地利用集積計画書(案)の利用権設定各筆明細に該当委員に係る案件がございますので、事務局より全体の説明を受ける前に、該当委員に係る案件を審議させていただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしということでございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により該当委員の退席を求めます。

9ページ番号1番と2番の〇〇〇〇〇は9番 藤井委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(美田委員 入場・着席)

議長 美田委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されましたので報告致します。続きまして10ページ、番号4番は、17番 原田委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(原田委員 退席)

議長 それでは、事務局お願いします。

事務局 10ページ、番号4番でございます。〇〇〇〇〇の3筆6, 403㎡の賃借権設定でございます。以下記載のとおりでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 ただ今原田委員の案件について説明がございました。皆さんの方で質疑ございませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成でございますので承認と致します。原田委員の入場を求めます。

(原田委員 入場・着席)

議長 原田委員へ、只今の案件につきましては承認されましたので報告致します。以上で該当する委員の案件につきましては審議終わりましたので、続いてその他の案件につきまして審議を行います。事務局説明をお願いします。

事務局 9ページに戻ります。利用権設定各筆明細等集計表につきましては田、畑、樹園地の合計面積が279, 662㎡でございます。利用権設定各筆明細につきましては9ページから33ページに記載のとおりでございます。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等につきましては34ページ、35ページに記載のとおりでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 ただ今、農地利用集積計画の件につきまして、全体につきまして説明がございました。意見ございませんか。

(なしの声)

議長 ないようでしたら、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認と致します。

議案第21号 倉吉農業振興地域整備計画の変更について

議 長 続きまして、議案第21号 倉吉農業振興地域整備計画の変更についてお諮り致します。事務局説明をお願いします。

事務局 議案の37ページからでございます。1件の除外の協議を付けております。まず38ページからご説明させていただきます。除外の理由等につきましては資料に記載のとおりでございます。計画用途は住宅建築でございます。協議地の概要等は以下記載のとおりです。関係機関との調整状況は39ページの5番と6番に記載しております。市町村長の考え方につきましては40ページのとおりでございます。それ以降に図面等が付いておりますのでご確認いただければと思います。それから37ページに戻っていただきたいと思います。協議内容を農地区分及び許可基準に当てはめると、農地区分は小集団の生産力の低い農地で第2種農地、許可根拠は集落接続でございます。農振除外の5要件を満たしておりますし、許可見込み及び転用見込みであり、認められる案件と考えております。以上でございます。

議 長 ただ今議案第21号について事務局より説明がございました。議案に対する質疑を求めますが、ございませんか。影山委員。

影山推進委員 いろんな書類のお名前が出ると時に年齢が未記載のが結構あって、年齢も1つの判断基準になろうと思うので可能な限り年齢は検討して記載していただきたいなというふうにまあ感じるのが1つ。代替性の要件の中にですね住宅のために277㎡の広さが必要という文言がございますが、ここに建物の計画図みたいなものがあるのではないかなという具合に思ったんですけども、そこら辺の製図等の判断資料がないなと個人的に考えて思った次第です。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。今話が出ましたのは、農地転用の時にですね図面に載せて、こういう具合に農地を致しますということで、これは農振除外の案件ですので詳しい内容は出てきませんのでご了解願いたいと思います。その他ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでしたら、挙手により採決を求めます。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございますので承認と致します。

議案第22号 農用地利用配分計画について

議 長 議案第22号 農用地利用配分計画についてお諮り致しますが、該当委員に係る案件がございました。47ページ番号1番の○○○○○○○○○○○○○○○○

(6) その他

- 議 長 続きます、日程(6)その他の項に入らせていただきます。別冊のその他の事項をご覧ください。宮本主任の方から説明をお願いします。
- 事務局 それでは(1)農地法第5条の規定による許可を必要としない届出書についてでございます。2ページからでございます。(1)につきましては国土交通省の工事、〇〇〇〇〇〇地区の改良工事に伴う土砂の仮置場ということで一時転用するものでございます。転用期間、届出地については以下記載のとおりです。それから3ページ(2)につきましては〇〇地内における〇〇〇〇〇〇の携帯電話基地局の設置でございます。これにつきましては認定電気通信事業者で許可がいないことになっております。以上でございます。
- 議 長 次はあっせんの件について。
- あっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任について、3件ありました。4ページ1番〇〇〇〇さん、〇〇の方でございますが土地の所在は〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇の周辺です。賃貸借、売買を希望ということであっせん委員の選任について、よろしくをお願いします。
- 5ページ2番であります、相談者は、〇〇〇の〇〇〇〇さん。所有者は亡くなっておられますが、〇〇〇〇さんでございます。娘さんの方から3筆の農地についての賃貸借のご相談がありました。
- 6ページ3番ですが、〇〇〇の〇〇〇〇〇〇さんでございます。〇〇〇398㎡ほどの田となっておりますが、現況は畑で、こちらの賃貸借のあっせん相談がありましたので、あっせん委員の選任について、よろしくをお願いします。
- 議 長 ただ今あっせんの申し出につきまして説明がございました。まず始めに〇〇、鐵本委員かな、〇〇の谷だけ。いいですか1人で。
- 11番 〇〇の方のかたも。
- 議 長 〇〇の方のかたも欲しいか、山下さんか。山下さんいいかえ、一緒に。
- 山下推進委員 はい。
- 議 長 それから次の〇〇、小谷さんか。よろしいですか、1人で。
- 小谷義則推進委員 はい。
- 議 長 あとは新人になっちゃうけなあ。小谷さんお願いしますわ。それから〇〇〇、吉村委員おらんけな。涌嶋委員お願いします。
- 涌嶋推進委員 はい。
- 議 長 あっせん活動の報告につきましては、吉村委員おらんけちょっとだめだな。では、事務局。

事務局

(4) 今後の会議等の予定について、ご確認ください。7月20日に改選後も農業委員となられる方につきましては、臨時総会があります。それに先立ちまして辞令交付と写真撮影をさせていただきますので13時半より少し早めに来ていただければと思います。推進委員の方につきましては、臨時総会で議決後に集まっていただくような形になります。15時前には写真撮影を終えて、委嘱状の交付式をしたいというふうに考えておりますのでよろしくお願い致します。それから、8月7日には、新しい委員で最初の農業委員会会議を15時からこの会場で行いまして、16時から研修会を致します。17時半から歓迎会を兼ねた懇親会を行います。8月20日には農地パトロール、それから11月19日、20日には県外視察研修を予定しております。以上です。

議長

ただ今説明がございましたが、写真撮影につきましては農業委員、推進員共にネクタイ着用となっておりますので持ってきて写真の時に着けていただいて、後は取っていただいても結構ですので忘れないようにしてください。よろしいですか。

それから11月19日、20日の県外研修ですけれどもコロナの関係で際まで様子を見ていよいよの時は中止になる可能性もございますので承知しておいてください。以上です。皆さんの方から何かありますか、鐵本委員。

11番

すみません。皆さんが家に食糧として、米とかなんとか置いておられると思いますけど、家族の分とか子どもさんの分はきちっと置いていただけたらというものです。

やっとな最近になって新聞に載ってましたけど、サバクトビバッタのことが載ってました。もう数が何千億でなしに兆の単位になって、南米にも発生しますと。アフリカもおってパキスタン、インドまで来ると。猛烈な被害が発生しております。日本にすぐには飛んでくるものでもないと思いますが、これによって食糧事情がいろいろ世界のことがこれから厳しくなるので皆さんの家でちゃんとした米とかなんとか置いておかれたらということです。

ツマジロクサヨトウという蛾が発生しとると。農業新聞にも載ってましたし、日本海新聞にも載ってました。日本国内にもう既に来てます。去年から発生していて、これがまた稲とかとうもろこし、さとうきび、野菜、綿花こんなんをほとんど食っちゃうということで、皆さんが食糧の問題をちょっと気をつけて家に置いてる米とかなんとかのことを考えておかないと厳しいような情勢になるかもしれないということで。のんきな父さん魚釣り、のんきな母さん井戸端会議というのが、今年できるかできんか、来年になったら顔が引きつる年になるかもしれないので。まあ、冗談話になっちゃったらしいですけど。そういう状況だということを経験がいろいろなもので出ておりますので気をつけて見ていただいたりしてでまあ私ら食糧の生産をしておりますので、そういうことに関心を持っていただけたらということでもあります。以上です。

議長

はい、ありがとうございます。他にございませんか。それでは、ないようですので、以上で、本日の農業委員会会議は閉会といたします。

— 午後3時55分 閉会 —